平成28年9月市議会定例会提出予定案件

(議 案)

- 1 茨木市有功者を定めることについて
- 2 茨木市議会議員及び茨木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 3 茨木市立斎場条例の一部改正について
- 4 茨木市営住宅条例の一部改正について
- 5 茨木市下水道条例及び茨木市公設浄化槽条例の一部改正について
- 6 平成27年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 7 平成27年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 8 市道路線の認定について
- 9 市道路線の変更について
- 10 財産(土地)の処分について(彩都あかね21番・22番)
- 11 財産(土地)の処分について(彩都あかね3番)

(認 定)

- 1 平成27年度大阪府茨木市一般会計決算認定について
- 2 平成27年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について
- 3 平成27年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 4 平成27年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について
- 5 平成27年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について
- 6 平成27年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について
- 7 平成 27 年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について

(報告)

- 1 平成27年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化 判断比率及び資金不足比率の報告について
- 2 平成27年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 3 平成27年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について
- 4 放棄した債権の報告について

議案第 58 号

||茨木市有功者を定めることについて

- 茨木市有功者表彰条例第2条第1項第3号の規定に基づく提案
- 前茨木市水道事業管理者 小西盛人
- 在任期間 平成24年7月1日~平成28年6月30日(4年)

議案第59号

茨木市議会議員及び茨木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部 改正について

- 公職選挙法施行令の改正に伴う所要の改正
 - 改正内容
 - 公費負担の限度額を引上げる
 - ①選挙運動用自動車の借入れに要する費用 1日当たり 15,300円 → 15,800円
 - ②選挙運動用自動車の燃料の供給に要する費用 1日当たり 7,350円 → 7,560円
 - ③選挙運動用ビラの作成に要する費用 1枚当たり 7円30銭 → 7円51銭 ④選挙運動用ポスターの作成に要する費用 1人当たり

(525 円 6 銭×ポスター掲示場数+310,500 円)÷ポスター掲示場数×作成枚数

(510 円 48 銭×ポスター掲示場数+301,875 円)÷ポスター掲示場数×作成枚数

・施 行 日 公布の日

議案第60号

茨木市立斎場条例の一部改正について

10 頁参照

- 第3告別式場の改修による使用料の変更等に伴う所要の改正
 - 改正内容
 - ①第3告別式場 180席 (104,100円/1葬儀)
 - $\rightarrow 50$ 席 (29,800 円 / 1 葬儀) · 80 席 (45,600 円 / 1 葬儀)
 - ②第3親族控室 12,600 円/1 葬儀 \rightarrow 5,400 円/1 葬儀
 - ③第1・第2法要室(1葬儀/1,000円) 新設 第2控室 廃止
 - ・施 行 日 平成28年11月1日

議案第61号

茨木市営住宅条例の一部改正について

- 入居者の不正行為等により適切に対応すること等に伴う所要の改正
 - ・主な改正内容

入居者の不正行為による入居等により明渡しの請求を行ったときの金銭の徴収について、 条例で明確に規定

事由	期間	請求額
ア)入居時の不正行為に	入居日から 請求日まで	近傍同種の住宅家賃(改良住宅は家賃の限度額)と それまでに支払を受けた家賃の差額に年5分の利 息を付加した額
よる明渡し請求	請求日の翌日から	近傍同種の住宅家賃(改良住宅は家賃の限度額)の
	明渡し日まで	2倍以下の額
イ)ア)以外の事由(※)	請求日の翌日から	近傍同種の住宅家賃(改良住宅は家賃の限度額)の
による明渡し請求	明渡し日まで	2倍以下の額

(※)の事由

- ・家賃を3月以上滞納したとき
- ・市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき
- ・失火等により、市営住宅又は共同施設に著しい被害を与えたとき
- ・他に住宅を取得する等、生活の本拠を移したとき又は正当な事由によらないで30日以上市営住宅を使用しないとき
- ・条例の規定(同居等の承認、入居者の義務等、禁止行為等)に違反したとき
- ・暴力団員であることが判明したとき
- ・施 行 日 平成28年10月1日

議案第 62 号

茨木市下水道条例及び茨木市公設浄化槽条例の一部改正について

11 頁~14 頁参照

- 下水道使用料及び公設浄化槽使用料の見直しに伴う所要の改正
 - ・改正する条例
 - ①茨木市下水道条例
 - ②茨木市公設浄化槽条例
 - 改正内容
 - ①基本料金の見直し 440円 → 500円
 - ②従量料金の見直し

1 m 以上10 m まで 36円 → 37円

11 m 以上20 m まで 95円 → 98円

21 m以上30 mまで 121円 →126円

ほか

・施 行 日 平成29年4月1日

議案第63号 | 平成27年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について

- 地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議会 の議決を求める。
 - ・処分額 351, 556, 340円
 - ・処分方法 減債積立金への積立て及び資本金への組入れ

議案第64号

| 平成27年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

- 地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議会 の議決を求める。
 - ・処分額 638, 786, 403円
 - ・処分方法 資本金への組入れ

議案第65号 市道路線の認定について

- 新規路線整備に伴う路線認定 23路線
 - ・開発等により移管を受けたもの

20路線

・認定依頼を受けたもの

3路線

議案第66号

市道路線の変更について

- 新規路線整備に伴う既認定の起終点の変更 8路線
 - ・開発等により移管を受けたもの(起終点変更) 8路線

議案第67号 |財産(土地)の処分について(彩都あかね21番・22番)

15 頁参照

○ 彩都中部地区の普通財産について企業等の誘致を図るため処分する。

・処分の金額 165, 300, 000円

・処分の相手方 茨木市東福井一丁目12番13号

ごう だ じゅんいち

ゴウダ株式会社 代表取締役 合田 順一

• 処分財産 茨木市彩都あかね21番(面積 544.09 ㎡)

茨木市彩都あかね22番(面積 5,622.64 ㎡)

合計面積 6,166.73 m²

議案第68号

財産(土地)の処分について(彩都あかね3番)

15 頁参照

○彩都中部地区の普通財産について企業等の誘致を図るため処分する。

・処分の金額 197,000,000円

・処分の相手方 茨木市東福井一丁目12番13号

ごう だ じゅんいち ゴーテック株式会社 代表取締役 合田 順一

• 処分財産 茨木市彩都あかね3番 面積 6,148.71 ㎡

認定第1号

平成27年度大阪府茨木市一般会計決算認定について

(平成 26 年度)

・歳入決算額 8 5, 9 0 0, 0 1 0, 4 4 2 円 (88, 963, 230, 805 円)

• 歳出決算額 8 4, 5 7 5, 0 6 6, 8 3 4 円 (87, 801, 652, 918 円)

・歳入歳出差引額 1,324,943,608円 (1,161,577,887円)

・翌年度へ繰越すべき財源 412,438,216円 (306, 182, 506 円)

• 実質収支 9 1 2, 5 0 5, 3 9 2 円 (855, 395, 381 円)

,	
認定第2号	平成27年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について
	(平成 26 年度)
・歳入決算額	5,333,711,380円 (5,422,024,315円)
• 歳出決算額	92,232,689円 (92,579,708円)
・歳入歳出差引	月額 5,241,478,691円 (5,329,444,607円)
認定第3号	平成 27 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について
	(平成 26 年度)
・歳入決算額	3 3, 3 9 3, 6 2 8, 9 9 8 円 (28, 685, 114, 484 円)
• 歳出決算額	3 3, 2 3 7, 5 3 2, 1 2 6 円 (28, 539, 238, 165 円)
・歳入歳出差引	月額 156,096,872円 (145,876,319円)
認定第4号	平成 27 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について
	(平成 26 年度)
・歳入決算額	3,408,560,771円 (3,305,517,996円)
• 歳出決算額	3,285,839,550円 (3,186,892,690円)
・歳入歳出差引	月額 122,721,221円 (118,625,306円)
認定第5号	平成 27 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について
	(平成 26 年度)
• 歳入決算額	15,821,424,857円 (15,247,485,127円)
• 歳出決算額	15,549,629,079円 (15,105,205,969円)
・歳入歳出差引	月額 271,795,778円 (142,279,158円)

認定第6号

平成27年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について

(収益的収支) ※消費税及び地方消費税を除く

• 収入決算額 6,959,650,611円

• 支出決算額 6,198,134,424円

· 収入支出差引額 761,516,187円

(資本的収支) ※消費税及び地方消費税を含む

収入決算額 2,376,409,102円

• 支出決算額 4,544,573,026円

・収入支出差引額 $\triangle 2$, 1 6 8, 1 6 3, 9 2 4 \square

※ 資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金及び 当年度分損益勘定留保資金並びに当年度利益剰余金処分額で補てん

認定第7号

平成27年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について

(収益的収支) ※消費税及び地方消費税を除く

(平成 26 年度)

• 収入決算額

5,346,134,723円

(5, 421, 427, 912 円)

• 支出決算額

4,590,908,176円

(4,966,217,861 円)

• 収入支出差引額

755,226,547円

(455, 210, 051 円)

(資本的収支) ※消費税及び地方消費税を含む

• 収入決算額

100,607,597円 (1,048,844,016円)

• 支出決算額

1,825,692,470円 (2,532,022,189円)

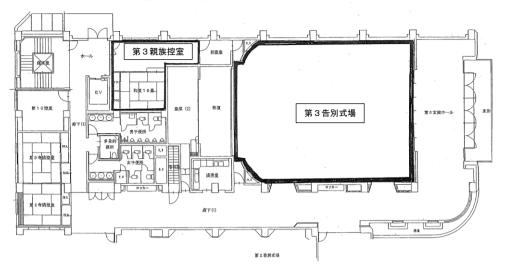
・収入支出差引額

 $\triangle 1$, 7 2 5, 0 8 4, 8 7 3 \square ($\triangle 1$, 483, 178, 173 \square)

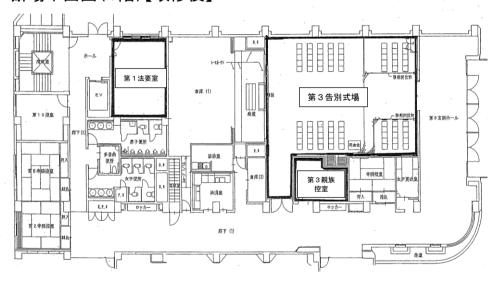
※ 資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額13,304,969円を除く。)が資本的支出額に 不足する額1,738,389,842円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定 留保資金で補てん

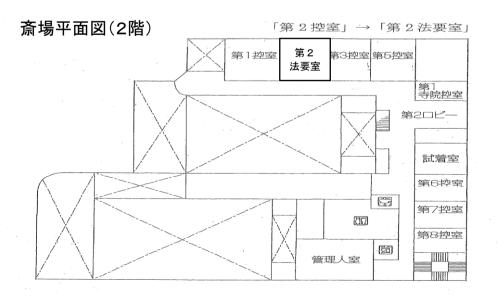
	平成27年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果 並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
	第233条第5項による主要な施策の成果並びに地方公共団体の財政の健全 法律第3条第1項及び第22条第1項による健全化判断比率及び資金不足比 報告
報告第 18 号	平成27年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について
〇 平成28年	3月31日現在の財政状況の報告
報告第 9 方	平成27年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について
○ 地方教育行法 点検及び評グ	政の組織及び運営に関する法律に基づく茨木市教育委員会事務管理執行状況の 価の報告
報告第 20 号	放棄した債権の報告について
	の管理に関する条例の規定に基づく報告 以債権等 139件 5, 232, 626円

斎場平面図(1階)【改修前】



斎場平面図(1階)【改修後】





下水道等使用料の改定について

1 改定の趣旨

公共下水道事業は、施設の老朽化が進む中、下水道施設を健全に維持管理していくことが重要な課題であり、また、大規模な地震に備えた耐震対策も急務となっております。よって、下水道サービスを安定的・永続的に提供していくため公営企業会計を適用し、事業経営の安定に努めているところであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入(下水道使用料)をもって充てる独立採算制が原則とされており、茨木市水道・下水道事業審議会からの答申を踏まえ、下水道使用料の改定を行うものです。

また、公設浄化槽における使用料につきましても、同様の料金体系であることから 改定を行うものです。

(1) 審議会答申(抜粋)

4 下水道使用料の方向性

現在設定している下水道使用料については、汚水処理経費に比べて収入が下回っており、財政計画期間の5年を考えると早期に料金改定して経費に見合う水準にすべきと考える。(①)

汚水処理経費の内訳は需要家費、固定費、変動費とあるが、うち需要家費と固定費は汚水量に関係なく発生する経費であり、基本使用料で賄うのが望ましい。(②)現状の基本使用料は440円であるが、需要家費、固定費から算定した場合は965円となり、経費に見合う収入は得られていない。

従量料金は有収水量に応じて金額が決まり、使用水量が増加するほど使用料単価が高くなる累進制を採用している。ただ近年の茨木市の状況として、使用水量の大きな企業が撤退し、さらに現存する企業においても節水機器の整備により使用水量が減少傾向にあり、総じて大口使用者による有収水量、使用料収入が大きく減少している。企業の使用水量の変動は人口の変動以上に使用料収入へ影響を与えることから、累進度を現状より下方に改定するのが将来的に水需要の変化を考えると収入を安定させることになる。(③)

以上のことより使用料改定の内訳としては、下水道使用料収入に占める基本使用料収入割合を上げるとともに、従量料金については、将来の安定した経営のため単価の見直しを図ること、あわせて使用料全体としては累進度の軽減につながるよう検討されたい。ただし、料金改定にあたっては少子高齢化社会において社会的弱者、独居老人が増える中、低水量の使用者に対して一定の配慮が必要である。

※需要家費:使用料徵収関係経費等

固定費 :施設の維持管理に必要な委託料、手数料、負担金等

変動費 : 施設の修繕費、光熱水費等

累進度 : 累進制(使用水量の増加に応じて単価が高くなる料金体系)を計るための指標

2 使用料改定

(1) 使用料改定率 (答申①) (B)÷(A)×100=6.2%

経費に見合う水準にし、下水道事業の安定した経営を確保するために、5年間(平 成29年~33年度)の見通しに基づき必要な改定とする。

平成24年~28年度の使用料収入(税抜き)

8(見込)	5ヵ年平均(A)

(単位:千円)

H24	H25	H26	H27	H28(見込)	5ヵ年平均(A)
3, 425, 185	3, 431, 553	3, 367, 244	3, 385, 685	3, 390, 492	3, 400, 032

使用料を改定しない場合の基準外繰入金の見通し

	(単/	位:千円)
33		5ヵ年平均(B)

H29	Н30	Н31	Н32	Н33	5ヵ年平均(B)
439, 809	325, 252	215, 763	66, 109	0	209, 387

(2) 基本料金と従量料金改定の考え方

- ① 基本料金は、下水道事業経営において経営時に発生する固定的な費用を安定し て確保するという視点と、全ての利用者に一律に求めるものであることを考慮し 見直す。
- ② 従量料金については、低水量使用者の負担増を極力小さくする。
- ③ ①、②により調定件数の多い階層(20m³まで約73%)への負担増を100円(税抜 き)以下になるよう設定する。
- ④ 累進度は、下げる方向とする。

(3) 改定内容

·基本料金(答申②) 440円 → 500円

• 従量料金 (答申③)

(税抜き)

<u> </u>			(1)04))()
階層	現行単価	改定後単価	改定率
(m³)	A (円)	B (円)	B/A-1
1~10	36	37	2.8%
11~20	95	98	3.2%
21~30	121	126	4.1%
31~40	137	144	5.1%
41~50	143	150	4.9%
51~100	180	189	5.0%
101~500	196	206	5.1%
501~	213	225	5.6%
浴場	23	23	

累進度 2.66 → 2.59

【累進度】最大水層単価÷1㎡当たりの最小単価

※1 m³当たりの最小単価={(基本料+最小単価×第1段水量)÷第1段水量}

(参考: 下水道使用料改定による負担の変化)

【単位:円/月】(税抜き)

1 ケ月あたり 使用水量	現行	改定後	差額	調定件数 の分布
10 m³	800	870	70	32.8%
20 m³	1,750	1,850	100	40.8%
30 m³	2, 960	3, 110	150	18.5%
40 m³	4, 330	4, 550	220	5.1%
50 m³	5, 760	6,050	290	1.4%
100 m³	14, 760	15, 500	740	0.8%
500 m³	93, 160	97, 900	4, 740	0.5%
1000 m ³	199, 660	210, 400	10, 740	0.1%

大阪府内使用水量別下水道使用料比較

現行と使用料改定後の比較

																		计 (博尔	平成28年8月1日 (単位:円 税込額)
株式作画 1384 <t< th=""><th></th><th>使用水量 10㎡</th><th></th><th>使用水量 20㎡</th><th></th><th>●</th><th>用水量 30㎡</th><th></th><th>叡</th><th>₹用水量 50㎡</th><th></th><th>使用</th><th>1水量 100㎡</th><th></th><th>倒</th><th>用水量 500㎡</th><th></th><th>D</th><th>€用水量 1000㎡</th></t<>		使用水量 10㎡		使用水量 20㎡		●	用水量 30㎡		叡	₹用水量 50㎡		使用	1水量 100㎡		倒	用水量 500㎡		D	€用水量 1000㎡
機能性 1.234 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	泉大津市	1,334		2,825		界市	4, 984	1	城市	9,520		干	26,913	1 交票	計	181, 353		交野市	375, 753
股前村 1.234 は 整面件 2.34 は 整面件 2.34 は 整面件 1.534 は 整面件 1.534 は 整面件 1.534 は 整面件 2.34 は 整面件 2.34 は 整面件 3.43 は を 面件 3.44 は を 面	場市	1,312			ì	和田市	4,935	ì	岸和田市		ì	田井田	24,958		七		2	場市	363, 220
股階件 1.120 4 成時市 2.080 4 放射市 2.080 4 放射市 2.080 4 放射市 2.080 4 放射市 2.080 6 放射市 2.080 7 東大市市 4.080 7 東大市市 8.080 6 板原市 2.070 6 放射市 1.080 7 東大市市 4.080 7 東大市市 4.080 7 東大市市 4.080 7 東大市市 4.080 7 東大市市 8.090 8 極間市 1.080 7 東大市市 1.080 8 板市市 2.090 9 極間市 1.080 9 極間市 9.090 9 大地市 9.000		1,234	ì			源市			柏原市	9, 439		七	24, 100		田田	159, 742	3	松原市	
改名作 1.18 6 操作用 2.778 6 操作用 2.778 6 操作用 2.278 6 操作用 1.280 6 操作用 2.278 6 操作用 2.278 6 操作用 2.278 6 操作用 2.278 6 操作用 1.280 7 展布用 2.407 6 操作用 4.417 6 操作用 2.278 6 操作用 1.280 7 展布 1.280 7 展布 2.407 6 操作用 2.280 7 展布 2.407 6 操作用 2.280 7 展布 2.400 7 展布用 8.200 8 極相用 1.280 8 極相用 8.200 8 極相用 9.200 9 極相用 2.280 9 極相用 2.380 9 極相用 2.380 9 極相用 2.280 9 極相用 2.380 9 極相用 2.280 9 極相用		1,209		2,816		1原市			松原市	9, 415		中)	23, 293		上		4	泉南市	346, 748
投票估估 1.775 6 解析者 2.774 6 於方布 4.776 8.924 6 指摘作 2.075 6 校方布 1.37 6 校方布 1.19 6 校方布 1.19 7.02 1.19 7.02 1.19 7.02 1.19 7.02 1.19 7.02 1.19 7.02 1.19 7.02 1.19 7.02 1.19 7.02 1.13 9.02 1.13 9.02 1.13 9.02 1.13 9.02 1.13 9.02 1.13 9.02 1.13 9.02 1.13 9.02 1.14 9.02 <td></td> <td>1, 181</td> <td></td> <td>2, 778</td> <td></td> <td>中里</td> <td>4,625</td> <td></td> <td>交野市</td> <td>9,093</td> <td></td> <td>干</td> <td>22, 237</td> <td></td> <td>土</td> <td>153, 968</td> <td>5</td> <td>岸和田市</td> <td>333, 082</td>		1, 181		2, 778		中里	4,625		交野市	9,093		干	22, 237		土	153, 968	5	岸和田市	333, 082
八尾市 1,169 7 販売市 3,434 7 販売市 8,244 4,412 7 販売市 8,244		1,175		2, 754		けま	4, 417		枚方市			(十)	22,075		5市	149,029	9	枚方市	320, 749
於野村 1.155 後方子 2.570 交野村 4.34 8 泉大港村 8.300 8 疑疑川村 1.9.91 8 疑疑川村 1.9.6.71 8 日本 1.15 9 交野村 1.15 9 交野村 2.57 9 公野村 4.36 9 人養野村 8.20 9 屋田村 1.18 1.18 9 両右村 1.18 1	八尾市	1, 166		2,694		大津市	4, 412		泉南市			一	21,236		土	143,899	7	高石市	309, 996
於后面 10.20 40. 公野村 2.50 9 阪衛村 4.20 9 反応す作 4.20 9 反配す作 8.20 9 医田林村 1.98 9 衛右村 1.20 9 佐村 4.20 9 反配す作 8.20 9 広田村 1.12 1.0<		1,155		2, 570		野市	4, 341	- 1	10000000000000000000000000000000000000			# <u></u>	19,913		二十二	136,877	∞	华口市	309, 051
校方柿 1.123 10 高石市 2.531 10 飛光時前 3.40 10 八尾市 1.123 10 高石市 2.531 10 八尾市 1.123 10 八尾市 1.123 10 八尾市 2.516 10 八尾市 1.123 10 八尾市 2.516 10 八尾市 1.023 10 八尾市 2.028 12 東大市市 1.028 13 東大市市 <	Ì	1,134		2, 559		(南十	4, 260		美屋川市	8, 249		本十	19,878		上	135, 576	6	柏原市	303, 739
納原子前 1.123 11 八尾市 2.516 1.0 八尾市 4.156 1.0				2, 531		左野市	Г		八尾市	8, 240	,	丰	19,688		世	134,091	10	泉大津市	301,898
機井寺市 1,065 1,064 <th< td=""><td>柏原市</td><td></td><td></td><td>2, 516</td><td></td><td>尾市</td><td></td><td></td><td>是佐野市</td><td>8, 110</td><td></td><td>野市</td><td>19,612</td><td></td><td>津市</td><td>132, 338</td><td>11</td><td>寝屋川市</td><td>293, 477</td></th<>	柏原市			2, 516		尾市			是佐野市	8, 110		野市	19,612		津 市	132, 338	11	寝屋川市	293, 477
農業計画 1.064 13 藤井寺市 2.883 13 藤井寺市 4.082 13 藤井寺市 7.281 16 高井寺市 10.584 16 富田林市 1.084 13 藤井寺市 12.084 16 富田林市 12.086 16 富田林市 12.086 16 富田林市 12.086 16 富田林市 12.086 16 富田林市 12.089 16 富田林市 2.089 16 富田林市 2.089 16 蘇州市 7.089 16 蘇州市 18.093 16 孫州市 17.089 18 孫州市 12.089 18 孫州市 18.099 18 孫				2, 484		単二			高石市	7,920		阪市	19,610		中十	130, 557	12	四条畷市	290, 769
熱燥情 1,036 14 確慮用析 2,383 14 離井寺市 1,729 14 高石市 1,058 16 届本井寺市 1,058 16 届本井寺市 1,058 16 高田林市 2,383 16 居田林市 2,389 16 居田林市 3,818 16 東大阪市市 7,058 16 高機市市 18,403 17 八尾市 12,589 16 東佐野市 2,290 17 高機市 3,702 18 東大阪市 7,405 17 河内東市 17,403 18 7 八尾野市 17,583 16 原本野市 17,403 18 7 八尾野市 7,405 17 河内野市 17,403 18 7 八尾野市 18 7 八尾野市 18 7 八尾野市 18				2, 383		1石市	4,032		※井寺市	7,815		事 中	19, 586		阪市	129, 770	13	藤井寺市	287, 697
検達計画 1.026 1.6 常田林市 2.339 1.6 宿田林市 3.818 1.6 近大阪市 1.6 孫井寺市 1.9 3.8 1.6 所持市 1.6 3.8 1.6 所持市 1.6 1.6 7.6 1.6 所持市 1.2 1.8 1.6 月八長野市 1.2 1.8 1.6 1.8 1.6 1.8 1.6 1.8 1.6 1.8 1.8 1.8 1.8 1.2 1.8 1.2 1.8 1.2 1.8				2, 363		井寺市	3, 992		旨田林市	7,728		上	19, 584		林市	127,878	14	東大阪市	280, 430
河南市 982 16 河外長野市 2,267 17 別曳野市 3,167 17 百萬市市 1,2468 16 長佐野市 124,588 16 八尾市 124,588 16 八尾市 2,267 17 別曳野市 3,767 17 高積市 7,869 17 河外野市 16 所勢市 17 八尾市 123,588 17 富積市 18 四級市 3,767 17 高月東市 1,368 17 万八市 18 日本 18 四級市 17,853 18 別東野市 18,403 17 八尾市 123,688 17 富積市 18 別東野市 18,403 17,653 18 別東野市 11,853 18 別東野市 11,853 18 別東野市 11,853 18 別東野市 18,403 18 別事野市 18 別事野市 18 別事 18 別事 18 別事 18 別事野市 18 別事財 18 別事 18 別事財 18 別事 18 別事 18 別事 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td>2, 339</td><td></td><td>田林市</td><td></td><td></td><td>巨大阪市</td><td>7,677</td><td></td><td>4年</td><td>19, 533</td><td></td><td>十一級</td><td>124,989</td><td>15</td><td>泉佐野市</td><td>273, 628</td></t<>				2, 339		田林市			巨大阪市	7,677		4年	19, 533		十一級	124,989	15	泉佐野市	273, 628
袋屋川市 980 17 機棒市 2.20 17 羽曳野市 12 76 12 74 12 12 12 31 31 31 31 32 13 31 31 31 31 32 14 31 32 14 31 32 14 31 32 14 31 32 14 33 33 34 44 34 34 34 34 34						律市			阪南市	7,608		出	18,097		野市	124, 588	16	八尾市	269, 438
大阪狭山村 972 18 和梟市 2,203 18 高欄市 3,755 19 持度縣市 17,855 19 河及野市 11,8143 18 到鬼野市 18 別鬼野市 11,8143 18 別鬼野市 11,8143 18 別鬼野市 18 別鬼野市 17,855 19 河及野市 115,935 19 和野市 18 3 2 大阪森山市 2,139 2 河及野市 17,855 19 河及野市 115,937 2 石阪森山市 2 2 大阪森山市 2 18 3 2 大阪森山市 6,129 2 大阪南市 1,299 2 大阪森山市 2 18 3 2 大阪森山市 6,129 2 大阪南市 1,299 2 大阪森山市 3 2 大阪森山市 6,129 2 大阪森山市 3 2 大阪森山市 6,129 2 大阪森山市 1,299 2 大阪森山市 3 2 大阪森山市 6,129 3 五 五 大阪森山市 3 3 3				2, 257		曳野市			高槻市	7,405		手手	18,403		# H	123,638	17	富田林市	262, 878
泉色無断 992 19 知処野折 2,190 東大阪旅市 3,702 19 知処野折 17,655 19 河心長野折 17,655 19 河内長野市 17,655 19 河内長野市 17,055 10 河内長野市 2,09 17,055 17,055 10 河内長野市 2,09 17,055 17,055 10 西根市 17,055 10 西根市 17,055 10 和泉市 17,055 10 和泉市 12,355 10 和泉市 12,355 2 本市成北市 17,055 2 西藤市市 17,055 2 西藤市市 2 2 大阪森山市 1,055 3 2 大阪森山市 1,056 3 4 万万 2 大阪森山市 1,055 3 4 万万 2 大阪森山市 1,055 3 4 万万 4 7 4 7 4 7 4 7 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4				2, 203		1槻市			摂津市	7, 398		廢市	17,853		野市	118, 743	18	羽曳野市	262, 383
現場新人 959 20 核離布 7.279 20 核離布 7.289 20 核離布 17.388 20 反厥於山市 115.959 20 高機報市 12.489 21 所清本市 115.959 20 高機報市 115.959 20 高機報市 115.959 20 高機報市 12.489 21 四条廠市 2.166 21 四条廠市 2.166 21 四条廠市 2.166 22 大阪飛山市 6.897 22 表本市成空车 16.799 23 大阪飛山市 22 大阪飛山市 6.897 22 表本市成空车 16.799 23 大阪飛山市 22 大阪飛山市 3.499 24 大阪飛山市 3.499 24 大阪飛山市 6.699 24 大阪飛山市 1.059 25 大阪飛山市 1.059 24 大阪飛山市 3.499 24 大阪飛山市 2.409 24 大阪飛山市 1.059 25 大阪飛山市 25 大阪森山市 1.059 25 大阪飛山市 25 大阪森山市 25 大阪森山市 25 大阪森山市 1.059 25 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td>2, 190</td> <td>· ·</td> <td>大阪市</td> <td></td> <td></td> <td>3曳野市</td> <td>7,395</td> <td></td> <td>野市</td> <td>17,655</td> <td></td> <td>長野市</td> <td>120,355</td> <td>19</td> <td>和泉市</td> <td>243, 777</td>				2, 190	· ·	大阪市			3曳野市	7,395		野市	17,655		長野市	120,355	19	和泉市	243, 777
交大木砂定業 939 12 四条畷市 2,166 2 大阪茨山市 3,694 2 本木砂定業 6,999 2 本木砂で定業 10,237 2 本小砂で定業 10,037 2 本水砂で 2 大阪茨山市 6,989 2 本木砂で定業 10,037 2 大阪茨山市 2 大阪茨山市 2,049 2 大阪茨山市 3,618 2 大阪茨山市 6,987 2 本木砂で定業 10,037 2 大阪茨山市 6,634 3 大阪茨山市 6,634 3 大阪茨山市 10,637 3 万 2 大阪茨山市 2 大阪茨山市 2 大阪茨山市 2 大阪茨山市 2 大阪茨山市 2 大阪茨山市 3 2 大阪茨山市 3 3 3 4 和泉市 6,634 3 大阪茨山市 3 4 和泉市 6,634 3 大田市 10,617 3 4 本市市 10,63						長野市			内長野市	7, 279		中	17, 388		华山市	115,959	20	高槻市	241, 549
特別 906 22 中口市 2,018 22 大阪狭山市 6,987 22 本木砂電車 大阪市市 10,937 22 大阪狭山市 23 大阪森山市 6,987 22 本木砂電車 大阪井市 10,937 23 大阪狭山市 23 大阪森山市 6,694 23 大阪森山市 10,937 23 大阪森山市 23 大阪森山市 10,937 24 大阪森市の電車 大水市の電車 20 24 本木の電車 大水市 10,937 24 大阪森山市 	茨			2, 166		条畷市			D条畷市	6, 699		計	17,058		制	112, 489		河内長野市	247, 795
東大阪市 30 31 東大阪市 3,499 32 守口市 6,594 32 大阪校山市 16,599 32 大阪校山市 16,599 32 大阪校山市 16,599 32 大阪校山市 10,918 32 成時市 32 公本市成定案 33 32 中東市 6,609 32 中市市 16,929 32 本本市成定案 1,929 32 本本市成定案 33,508 32 本本市成定案 6,609 32 中市市 16,173 32 成市市 32 32 本本市成定案 32 32 本市市 6,609 32 中市市 1,619 32 42 本市市 32 32 本市市 32 32 42 本市市 32 32 本市市 32				2, 018		狭山市			阪狭山市	6, 987	茶	坎定案)	16,740		出	110,937		大阪狭山市	240, 159
四条畷市 882 24 ※木市破定案 1,998 24 守口市 3,369 24 和泉市 6,699 24 守口市 16,479 25 標準市 105,938 25 ※木市破定案 8,534 25 和泉市 16,329 25 ※木市破定案 8,358 25 ※木市破定案 8,534 25 和泉市 16,329 25 ※木市破定案 8,358 25 ※木市成定案 10,617 25 月塚市 10,617 25 月塚市 25 25 本市市 10,617 25 月塚市 25 26 村市市 10,617 25 日塚市 25 26 村市市 25 26 日塚中 25 26 日塚中 25 26 日塚中 26 <td></td> <td></td> <td></td> <td>2,049</td> <td></td> <td>1泉市</td> <td></td> <td></td> <td>守口市</td> <td>6, 544</td> <td>L</td> <td>十二十</td> <td>16, 599</td> <td></td> <td>神</td> <td>106,158</td> <td>23</td> <td>阪南市</td> <td>230, 358</td>				2,049		1泉市			守口市	6, 544	L	十二十	16, 599		神	106,158	23	阪南市	230, 358
較木市 864 56 積極市 1,929 56 本木市砂定業 5,534 56,534 56,344 56,344 56,344 56,344 56,344 56,344 56,344 56,344 56,344 56,344 56,344 56,344 56,344 56,344 56,344 56,344 56,344 57,344 57,344 57,444 57 56,444 57 56,444 57 56,444 57 56,444 57 56,444 57 56,444 57 56,444 57 56,444 57 56,444 57 56,444 57 56,444 57 56,444 57 56,444 57			111	1,998		-口非			和泉市	6, 609		中	16, 479		計	105, 948		茨木市(改定案)	227,232
河内長野市86426茨木市1,89026茨木市3,19626茨木市6,22026茨木市15,94026貝塚市101,67626預津市2027預津市20島橋市82827箕面市1,82927貝塚市3,03928刊真市5,9872914,8442724大東市93,17828 採市市 20東大市804281,79229円真市2,99129円真市5,90729大東市13,69029英本市93,17828 採市市 2,791東田市77330円真市2,79130大東市5,32030英庫市13,69030預車市89,87730円真市30大東市75331大東市2,71031大東市5,10031竹町市12,93031河南市80,78831沖田市31大東市1,51232岐町市2,41232河南市4,97832河南市12,19333地田市82,60933映田市11,19334中市12,19334中市12,19334中市12,19334中市12,19334中市12,19334中市12,19334中市12,19334中市12,19334中市12,19334中市12,19334中市12,19334中市12,19334中市12,19334中市12,19334中市12,19334中市12,193				1, 929	111	f(改定案)		1	木市(改定案)	6,534		中	16,329		改定案)	105,732	25	貝塚市	225, 876
高機市82877箕面市1,82973貝塚市3,05127貝塚市5,98873貝塚市14,8447374<				1,890		(木市			茨木市	6,220		世	15,940		料	101,676	26	摂津市	222, 048
貝塚市18928186市1.81928第面市3.03928門真市5.90729円真市14.27728大東市14.27728大東市1.71929291919大東市2.91929大東市5.32020大東市13.69029英面市93.17828大東市2.71030大東市5.32030英面市13.69730東面市93.17830大東市195.中東市72331大東市1,61531大東市2,71631 火田市 4,97832河南市12,26832 火田市 88,78432河南市184水田市58333豊中市1,39533豊中市2,24634豊中市4,67834豊中市10,80234豊中市72,57834豊中市171,				1,829		(塚市			貝塚市	5, 988		半	14,844		中	100,612	27	茨木市	215,632
792 29 河南市 1,792 29 門真市 2,991 20 箕面市 5,803 29 大東市 13,690 29 箕面市 91,231 29 大東市 20,803 20 大東市 5,803 30 英面市 13,690 30 英面市 13,690 30 大東市 2,710 30 大東市 5,100 31 英面市 12,930 31 河南市 80,783 31 油田市 184,114	28 貝塚市			1,819		(国市			門真市	5, 907		上	14, 277		上	93, 178	28	箕面市	210,031
吹田市 737 30 門真市 1,749 30 万南市 2,710 30 大東市 5,320 30 箕面市 13,687 30 門真市 89,877 30 門真市 195 門真市 723 31 大東市 1,615 31 大東市 2,716 32 河南市 4,978 32 河南市 12,193 32 陜田市 82,609 32 河南市 18,138 32 河南市 18,138 32 河南市 18,138 33 東山市 18,138 34 東山市				1, 792		真市			箕面市	5,803		(中	13,690		11年	91, 231	29	大東市	208, 198
門真市72331大東市1,61531大東市2,70631 吹田市 5,10631 吹田市 6,10632 吹田市 6,10632河南市4,97832河南市12,19832 吹田市 86,78831池田市13,81池田市583豊中市1,39533豊中市2,44234池田市4,68733池田市12,19333池田市82,60933 吹田市 175豊中市56334池田市1,32834池田市4,53834豊中市10,80234豊中市72,57834豊中市171				1, 749		南市			大東市	5, 320		沛	13,687		東市	89,877	30	門真市	195, 177
大東市67632吹田市1,38632吹田市2,41632河南市4,97832河南市12,19333池田市82,60933河南市175池田市58334池田市1,32834池田市2,24634豊中市4,53834豊中市10,80234豊中市72,57834豊中市				1,615		東市			吹田市	5, 100		申	12,930		前市	86, 788	31	池田市	184, 129
池田市 583 33 豊中市 1,328 34 池田市 2,246 34 豊中市 2,246 34 豊中市 4,538 34 豊中市 10,802 34 豊中市 72,578 34 曹中市 10,802 34 曹中市 10,802 34 曹中市 72,578 34 曹中市 10,802 34 目 10,802				1, 580		は田市			河南市	4,978		j市	12, 268		市	81,834	32	河南市	181, 288
豊中市 563 34 池田市 1,328 34 池田市 2,246 34 豊中市 4,538 34 豊中市 10,802 34 豊中市 72,578 34 豊中市 171,				1, 395		H H H H			治田市	4,687		上	12, 193		半	82,609	33	吹田市	
				1, 328		田市	246		豊中市			干	10,802		十二		34	中中中	171, 398

※大阪府内における町村については比較の対象から外している。

●位置図

